



## 療養費取扱い研修会

2月16日(日)本会会館3階講堂にて、第1部午前10時から午後12時30分まで、第2部午後1時から午後3時30分まで2部制で開催され、282名の会員が参加し開催された。

### 柔整業界の現状と展望



森川 伸治会長

#### 「柔道整復師登録者数の推移」

登録柔道整復師が125,345名(令和6年3月31日現在)、実際に柔道整復師として働いているのは78,827名、施術所数50,919ヶ所、受領委任をしているところは47,530ヶ所である。

#### 「訪問型サービス」

業界の今後を見据えて、地域包括ケアシステムにおけるフレイル等を含めた介護分野で活躍をしていかないといけない。介護分野への参入も確実に進めていかなければならない。まさに訪問型サービスがこれであり、厚生省が出したイメージである。

#### 「在宅医療における医接連携の推進」

在宅医療は臨床整形外科医とあまりバッティングをしない。訪問医師の多くはほとんど内科系の医師で、整形外科医はあまりやらない。訪問医師と連携を強化して、骨折などに対する往療の施術が可能である。愛知県柔道整復師会も挑戦をしていきたいと思っている。認知症研修も行っているので、まさに時代の変化に対応できるようにやっていきたい。

#### 訪問型サービスC

(短期集中予防サービス)  
愛整会会員のみ参入可能

##### ■目的:

対象者の自宅に専門職(柔道整復師)が訪問し、運動や生活動作等の指導を実施することで、心身機能やADL/IADLの改善を目指す。

(名古屋市:R6年10月スタート)

#### 在宅医療における医接連携の推進

- 訪問診療医の多くは、内科系の医師である
- 診療(医療保険制度)の範囲で、訪問リハビリを提供できる医療機関は、かなり限定される
- 柔道整復師は、介護保険ではなく、医療財源で、外傷に対する後療を、往療にて提供することが出来る

訪問診療医(在宅医)との連携を強化することで、胸・腰椎や大腿骨頸部の骨折などに対する、往療施術が可能

### 労災について



藤川 和秀副会長

労災の患者さんが来院された時の手順や経過中の注意点、転帰(治癒・中止など)の判定、「治ったときは」、「症状固定とは」を説明した後、費用請求書の記載例や注意点、記入ミスした際の修正方法、請求時に見られる問題点などを説明し、「柔道整復師の質とモラルの低下が指摘される。算定基準を十分理解し、正しい施術・正しい請求を心がけてください」としめた。

新規の労災取扱い研修会は、(公社)愛知県柔道整復師会館で年4回行われている。

### マイナ保険証について



中野 一弥保険部長

オンライン資格確認運用についてと題し、「マイナンバーカードの基礎」として、マイナンバーカードの種類や、有効期限、更新方法や氏名・住所の変更があった場合などのほか、「施術所での資格確認方法」として、資格確認業務上の注意点について説明した。

(広報部)